

## 資料 1

### かつらぎ町地域公共交通活性化協議会委員報酬及び費用弁償に関する規程（案）

#### （目的）

第 1 条 かつらぎ町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）及び、かつらぎ町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）第 8 条に規定する部会（以下、「部会」という。）の開催に際し、参加する委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める。

#### （報酬及び費用弁償の支払い対象となる委員）

第 2 条 報酬及び費用弁償の支払い対象となる委員については、次の各号に該当する委員とする。

- （1）要綱第 3 条第 3 号に規定する、住民又は利用者の代表
- （2）要綱第 3 条第 5 号に規定する、学識経験者

#### （報酬額）

第 3 条 報酬額は、1 日につき 7, 6 0 0 円とし、半日につき 3, 8 0 0 円とする。

#### （費用弁償）

第 4 条 費用弁償の金額は、協議会もしくは部会に参加するにあたり、直接要した公共交通機関の利用金額とする。

#### （その他）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、疑義が生じた事項については会長の決定により処理するものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。